

東京メトロ近接施工協議案内 (建築工事)

連絡・打合せ時間

午前 9:30 ~ 11:30

午後 13:30 ~ 16:30

メトロ開発株式会社

技術部 渉外課

東京メトロの路線と近接する工事の案内

東京地下鉄株式会社(東京メトロ)の路線近くで行う建築工事(新築・改修・解体工事)、埋設物工事や試掘等の工事を「近接工事」と言います。近接工事作業上のちょっとした「ミス」や「不注意」によって発生する事故が、列車の安全・安定運行に支障をきたし、最悪の場合、列車運行に障害を与え、多くのお客様にご迷惑をかけるだけでなく、工事に関わった人や会社等は社会的信用を失墜し、損害賠償責任を負うこともあります。

そのため、東京メトロの路線に近接して工事を行う場合は、事前に鉄道事業者である東京メトロとの近接施工協議が必要となります。

・近接施工協議の必要性に関する根拠

(建設工事公衆災害防止対策要綱)(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)

近接施工協議の対象となる主な工事・作業

東京メトロの路線に近接して行う、建築、工作物工事(解体・改修・新築工事)、埋設物工事等の工事の際、東京メトロ構築物(駅出入口等)から概ね20m以内の用地で行う工事、地下鉄構築物に対し施工上の影響が考えられるような場合は近接施工協議が必要となります。

東京メトロの路線(東京メトロの保有する施設)の外郭(境界)から概ね20mの範囲にある敷地内の建物・工作物・埋設物工事等

東京メトロの路線に近接して行う建物の解体(地上・地下)・改修・大規模修繕・新築・クレーン作業・埋設物工事・ボーリング等

東京メトロの高架橋・盛土近くの建物の解体・改修・新築(足場の設置を伴う作業)・クレーン作業・埋設物工事・架空線工事・重機等使用する工事

【協議申請者様へ】

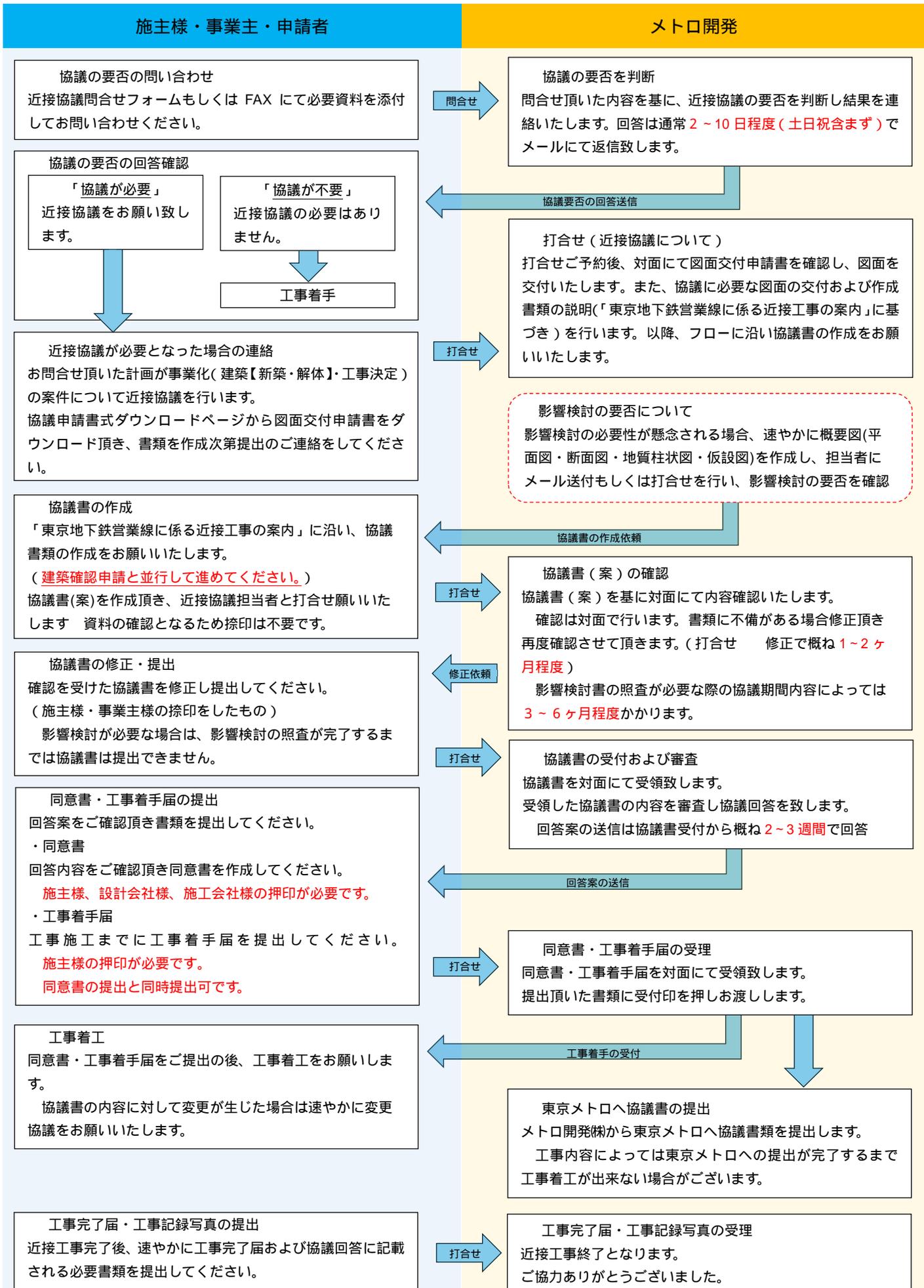
近接協議は、施主様・事業主様と協議を取り交わす行為です。

近接協議に係る期間は、工事の内容、工事規模、周辺環境により異なりますが、協議の申し出を頂いてから協議書類の提出、協議取り交わしまで数カ月の時間を要しております。また、東京メトロ路線への影響が懸念される場合、さらに時間を要することもあります。

特に、地下解体・地下掘削、新築工事については3～6か月の協議期間を要する場合もあるため、地上解体工事と新築工事を並行し、余裕を持った協議をお願いいたします。なお、近接協議は建築確認申請と並行し進めて頂いて結構ですので、計画が固まり次第、協議をお願いいたします。但し、地下鉄構築物に近接した場所で掘削を行う、隣接して杭を施工する等、地下鉄構築物に対し影響が懸念される場合は、影響検討が必要となるため、速やかに計画について説明頂けますよう、お願いいたします。

また、工事に伴う影響が懸念される際に行う、影響検討(協議申請者で実施)、地下鉄構内の計測にかかる鉄道資格者の手配、鉄道に対する安全対策等の工事に起因する対策費用は協議申請者での負担となります。

東京メトロ近接協議の流れ



協議内容によっては上記フローと異なる場合があります。詳しくは担当者と打合せしてください。

近接施工協議の図書について

協議図書は、協議書、図面(概要図・意匠図・構造図・仮設図)、計算書、計画書等で構成されます。なお各図書はA4判サイズ(A3判図面はA4折)に整え、図書ごとに左上をホッチキス止めし、封筒の中に入れ提出してください。提出部数は正 1 部(朱印)、副3部(コピー)計4部および、協議書コピー(受付押印用) 1 枚を提出してください。

近接施工協議の必要図書について

東京メトロの路線に近接した建築工事行う場合は下表の図書の提出が必要となります。なお、工事内容や地下鉄路線の位置(地下・地上)、工事内容により必要図書が異なります。

下表は一例となります。提出書類、部数は協議内容により異なるため担当者と確認のうえ提出ください。

| | 新築工事(地下鉄が地下) | 新築工事(地下鉄が地上) | 解体工事(地上・地下) |
|-------|--|--|--|
| 協議書 | ・協議書 | ・協議書 | ・協議書 |
| 概要図 | ・案内図 ・線路平面図 ・配置図 ・基礎伏図 ・断面図 ・仮設平面図(山留) ・仮設断面図(山留) ・重機配置図 (クレーン・杭打機) ・土質柱状図 ・工事工程表 ・建物概要 | ・案内図 ・線路平面図 ・配置図 ・基礎伏図 ・断面図 ・仮設平面図(山留) ・仮設断面図(山留) ・重機配置図 (クレーン・杭打機) ・土質柱状図 ・工事工程表 ・建物概要 | ・案内図 ・線路平面図 ・配置図(既存建物) 解体位置を図示 ・基礎伏図(既存建物) 解体位置を図示 ・断面図(既存建物) 解体位置を図示 ・仮設平面図(山留・足場) ・仮設断面図(山留・足場) ・重機配置図 (クレーン・解体重機) ・解体ステップ図 ・工事工程表 ・建物概要(既存建物) |
| 意匠図 | ・配置図 ・平面図(地下・各階) ・立面図 ・断面図 | ・配置図 ・平面図(地下・各階) ・立面図 ・断面図 | ・解体工事の場合は不要 |
| 構造図 | P-9を参照 | P-9を参照 | ・解体工事の場合は不要 |
| 仮設図 | ・仮設平面図(山留) ・仮設断面図(山留) ・重機配置図 | ・仮設平面図(山留・足場) ・仮設断面図(山留・足場) ・重機配置図 | ・仮設平面図(山留・足場) ・仮設断面図(山留・足場) ・重機配置図 |
| 計算書 | P-10を参照 | P-10を参照 | P-10を参照 |
| 影響検討書 | P-10～11を参照 | P-10～11を参照 | P-10～11を参照 |
| 計画書 | P-12～13を参照 | P-12～13を参照 | P-12～13を参照 |

解体・新築工事を同時に行う場合は、解体工事・新築工事の両図書が必要となります。

近接施工協議図書の作成について

1 協議書の作成について

協議書は弊社ホームページより工事内容に応じた帳票をダウンロードし作成してください。

なお、協議書の申請者は、施主(建築主)となります。また、協議内容に変更が生じた際の申請は、変更内容により異なるため、協議担当者とは打合せを行い、帳票を入手してください。

協議書の記入方法は、弊社ホームページの各種協議書記入例を参照してください。なお、掲載資料は一例となります。

2 新築工事概要図の作成について

概要図は線路平面図(メトロ開発より配布)、確認申請に提出した意匠図、構造図等を用い、下記作成内容および概要図の作成案内(P-16～17)に基づき作成してください。

概要図には、**工事件名、作成会社名・作成者氏名を記入**してください。

概要図の着色方法はP-8の「5 概要図の着色」を用いて作成してください。

概要図は**A3判片面印刷(建物概要はA4)**で、文字・数字が明確に判読できるようにしてください。

概要図は(1)～(11)の順番で提出してください。

- (1)案内図：**住宅地図**等(**町名標記のある地図**)を利用し、地下鉄位置のたまかなアウトライン、駅方向を明記し、**地下鉄線路平面図の向きに合わせて**作成してください。
地下鉄線路平面図に東西南北の概念はございません。
- (2)線路平面図：**東京メトロの1/500線路平面図**に申請場所及び建物位置、駅方向を明記してください。(提供図面の縮小・拡大・切取は行わないこと。)
- (3)配置図：**意匠図の配置図**(1Fレベル)を利用し、地下鉄構築物の位置、駅方向を明記してください。あわせて、**地下鉄構築物と官民境界からの最短距離寸法と近接延長**を記入してください。
近接延長は地下鉄構築物に平行する敷地間口となります。
図面向きは地下鉄線路平面図の向きに合わせて作成してください。
- (4)基礎伏図：**構造図の基礎伏図**を利用し、地下鉄構築物の位置、駅方向を明記してください。あわせて、**地下鉄構築物と建物(基礎)からの最短距離寸法と杭(杭面)からの最短距離寸法**を記入してください。また、**杭リスト**を入れてください。
杭の位置・大きさ・杭経・地下鉄構築物との最短距離を記入してください。(拡底杭は軸径と拡底径を表示)
図面向きは**地下鉄線路平面図の向きに合わせて**作成してください。
拡底部(翼)が地下鉄側部に位置する場合は、拡底部(翼)からの離隔としてください。

(5)断面図：意匠図の断面図を利用して断面図を作成してください。なお、図面向きは、地下鉄の起点方向から見た図面としてください。あわせて、地下鉄構築物と官民境界からの最短距離寸法、地下鉄構築物と建物(基礎)からの最短距離寸法、杭(杭面)からの最短距離寸法、根切寸法、基礎深さ(直接基礎の場合)、杭深さを記入してください。

耐圧版位置・杭の長さ・杭と地下鉄構造物との最短距離、杭先端から下方向45°の影響線・地下鉄構築物の土被り・構造物の厚さ・建物底面(根切り底)から上方向45°の影響線を記入してください。詳細図を起こして記入していただいても結構です。

直接基礎、杭基礎の荷重影響線が地下鉄構築物へかかる場合は、分布荷重図(平面・断面図)、荷重計算書も提出ください。直接基礎、杭基礎から地下鉄にかかる荷重が地下鉄設計許容応力度を超える場合には基礎の見直しが必要となります。

(6)仮設平面図：山留計画平面図に地下鉄構築物の位置を明記してください。仮設が複数ケースある場合は、山留平面図へケースを記入してください。仮設材の大きさ・長さ・材料搬入の位置・地下鉄構築物との最短距離を記入してください。

既存建物地下躯体を山留利用する場合は、その内容がわかるようにしてください。

(6)'足場平面図：足場平面図に地下鉄構築物の位置を明記してください。また、地下鉄高架橋に近接する時は、高架橋から敷地側へ5mのオフセットラインを引き、高架橋から5m以内での足場作業が有無をわかるようにしてください。また、地下鉄構築物と足場の最短距離を記入してください。

(7)仮設断面図：地下鉄構築物と近接している側の断面を用いて山留計画断面図に地下鉄構築物の位置を明記してください。また、仮設平面図に、どの断面かわかるように矢視を入れてください。

仮設材の大きさ・長さ・根入れ長・材料搬入の位置・地下鉄構築物との最短距離・根切底から上方向45°の影響線を記入してください。

既存建物地下躯体を山留利用する場合は、その内容がわかるようにしてください。

(7)'足場断面図：足場断面図に地下鉄構築物の位置を明記してください。また、地下鉄高架橋に近接する時は、地下鉄高架橋から敷地側へ5mのオフセットラインを引き、高架橋から5m以内での足場作業が有無をわかるようにしてください。また、地下鉄構築物と足場の最短距離を記入してください。

地下鉄高架橋より高い位置かつ5m以内で作業を行う際は、作業計画書の作成が必要です。また、列車見張り員(運行確認要員)および作業指揮者(作業中断指示要員)を配置し、安全を確保したうえで作業を行ってください。安全な列車運行を確保するため、車両通過時には作業の一時中断をお願いしております。

- (8)重機配置図：ラフタークレーン、杭打ち機の作業配置図(平面・断面)を作成してください。
- ア ラフタークレーン配置図は、**敷き鉄板から45°の分散円**を明記し、地下鉄構築物へ荷重が作用するのかわかる資料を作成してください。
- 地下鉄構築物へ荷重が作用する場合、クレーン使用計画書の作成が必要となります。なお、地下鉄構築物の許容荷重は路線、施工位置により異なるため、担当者と打合せを行い確認してください。
- イ 杭打ち機配置図は高架橋から5m以内の杭打ち作業がある場合は、平面図に**地下鉄高架橋から敷地側へ5mのオフセットライン**を引き、高架橋から5m以内で杭打作業があるのかわかるようにしてください。杭打ち機の断面図は、地下鉄高架橋より高い位置かつ5m以内の作業があるのかわかるようにしてください。
- (9)土質柱状図：土質柱状図に**建物底面位置(基礎・杭)・地下鉄構築物の位置**を記入してください。
- ボーリングを実施していない場合は、近隣で行ったデータでも構いません。但し、どこで調査したのか位置図(所在)明記してください。
- (10)工事工程表：全体工事工期のわかる工事工程表を添付してください。また、近接工事工期がわかるよう**近接工事工期の範囲を赤色両矢印線**で表示し**開始と終了の年月日**も明記してください。
- 地下鉄道路上でクレーンを使用する場合は使用期間(設置期間)を明記してください。(**地下鉄道路上でクレーンを使用する工事は近接工事となります。**)
- 足場を設置する際は、設置から解体までの期間を明記してください。(**足場解体までが近接工事工期となります。**)
- 施工計画書が必要な地下鉄高架橋5m以内かつ高架橋より高い位置での作業、盛土・切土肩から5m以内の作業がある場合、これらの作業・時期(作業実日数も)を明記してください。
- (11)建物概要：建物概要は弊社ホームページより帳票をダウンロードし作成してください。

上記内容は一例のため、協議内容により異なることがあります。必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることもございますので、ご了承ください。

3 解体工事概要図の作成について

解体工事概要図は「2 新築工事概要図」に解体内容がわかる資料を追加し作成してください。
なお、新築工事と解体工事では着色方法が異なるため着色方法はP-9の「5 概要図の着色」を用いて作成してください。

(1)案内図：2 新築工事概要図と同様

(2)線路平面図：2 新築工事概要図と同様

(3)配置図：既存建物配置図を用いて「2 新築工事概要図」と同様に作成し、解体位置を黄色で着色してください。

(4)基礎伏図：既存基礎伏図を用いて「2 新築工事概要図」と同様に作成し、解体位置を着色してください。なお、地下躯体の残地部は灰色、解体位置を黄色で着色してください。
BG工法、CD工法等を用いた支障物撤去を行う際は、削孔径がわかるように図示してください。
既存建物が直接基礎(べた基礎)の場合は解体範囲を図示してください。

(5)断面図：既存建物断面図を用いて「2 新築工事概要図」と同様に作成してください。なお、地下躯体の残地部は灰色、解体位置を黄色で着色し、解体範囲と深さがわかるようにしてください。
BG工法、CD工法等を用いた支障物撤去を行う際は、削孔径、深度がわかるように図示してください。
地上建物解体の場合は、地上解体範囲を図示してください。
解体後に地下の埋め戻しを行う場合は、図面に埋め戻し内容を記載し、埋め戻し範囲を茶色で着色してください。

(6)仮設平面図：2 新築工事概要図と同様

既存建物地下躯体を山留利用する場合は、その内容がわかるようにしてください。

(6)'足場平面図：「2 新築工事概要図」と同様に作成。地下鉄高架橋に近接する時は、地下鉄高架橋から敷地側へ5mのオフセットラインを引き、高架橋から5m以内で足場作業があるのかわかるようにしてください。

(7)仮設断面図：2 新築工事概要図と同様

既存建物地下躯体を山留利用する場合は、その内容がわかるようにしてください。

(7)'足場断面図：「2 新築工事概要図」と同様に作成。地下鉄高架橋に近接する時は、地下鉄高架橋から敷地側へ5mのオフセットラインを引き、高架橋から5m以内で足場作業があるのかわかるようにしてください。

(8)重機配置図 : 2 新築工事概要図と同様

(9)土質柱伏図 : 2 新築工事概要図と同様

(10)解体ステップ図 : 解体ステップ図を添付して下さい。地下部の解体については、解体手順および埋め戻し内容がわかるように作成してください。なお、着色については指定の色を用いることが望ましいが、事業者側で作成した解体ステップ図を添付しても構わない。

(11)工事工程表 : 解体工事工期のわかる工事工程表を添付してください。地上建物内の解体工事については、近接工事に含みませんが、地下鉄道路上でラフタークレーンを使用した荷揚げについては近接工事に含まれます。
工程表に、**近接工事工期の範囲を赤色両矢印線**で表示し**開始と終了の年月日も**明記してください。

施工計画書が必要な地下鉄高架橋5m以内かつ高架橋より高い位置での作業、盛土・切土肩から5m以内の作業のある協議の場合、これらの作業・時期(作業実日数も)を明記してください。

(11)建 物 概 要 : 建物概要は弊社ホームページより帳票をダウンロードし作成してください。

上記内容は一例のため、協議内容により異なることがあります。必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることもございますので、ご了承ください。

4 解体・新築工事概要図の作成について

解体・新築工事を同時に行う場合は、解体工事・新築工事の両法の図書が必要となります。なお、案内図、線路平面図は新築として作成してください。(提出書類は、協議内容により異なるため協議担当者に確認を行い提出してください。)

工程表については、解体から新築までの期間がわかるように作成してください。

5 概要図の着色について

概要図の着色および線種は、下表の内容を用いて作成してください。

| 概要図の着色 | |
|---------------|------|
| 地下鉄構築物 | 赤色 |
| 建物(新築) | 青色 |
| 仮設(山留・足場) | 緑色 |
| 解体建物(支障物撤去位置) | 黄色 |
| 既設建物(既存地下外壁等) | 灰色 |
| 埋め戻し材 | 茶色 |
| 5mのオフセット線 | 赤色破線 |

6 意匠図の作成について

意匠図は、建築確認申請時に提出したものと同様の書類を提出してください。

(1) 意匠図の必要書類

・配置図、平面図(地下・各階)、立面図、断面図

意匠図は上記の順番で提出してください。

意匠図はA3判図面を両面印刷し、A4折で提出してください。

7 構造図

構造図は建築確認申請に提出したものと同様の書類を提出してください。

(1) 構造図の必要書類

・構造設計標準仕様(建築物構造内容、使用構造材料、地盤、地業工事鉄筋コンクリート工事等)、
地盤調査位置図・土質柱状図、基礎伏図・杭伏図、基礎リスト、床伏図(基礎・ピット、地階、1階)
軸組図、杭配筋要領図・杭リスト、基礎梁リスト、架構配筋詳細図 等

構造図は上記の順番で提出してください。

意匠図はA3判図面を両面印刷し、A4折で提出してください。

提出書類は、協議内容により異なるため協議担当者に確認を行い提出してください。

8 仮設図

仮設図は山留計画図となります。仮設図は以下の内容について書類を提出してください。

(1) 仮設図の必要書類

・山留平面図、山留断面図、足場平面図、足場断面図、重機配置図(平面・断面図)

施工ステップ図(新築工事建築ステップ図)

その他(地下水低下工法、薬液注入等特殊な工法を使用する場合は計画図を添付)

仮設図はA3判図面を両面印刷し、A4折で提出してください。

提出書類は、協議内容により異なるため協議担当者に確認を行い提出してください。

(2) 仮設図作成における注意事項

・山留が複数ケースある場合は、平面図上にケース分けを明記してください。

・山留の使用部材を、平面図・断面図に明記してください。(鋼材のサイズ・板厚等)

・既存建物地下躯体を山留利用する場合は、その内容がわかるようにしてください。

・補助工法を用いる場合は、補助工法の内容がわかる補足資料を添付してください。

・鋼矢板の頭つなぎを行う際は、平面図上に明記してください。

9 計算書

計算書は以下の内容について書類を提出してください。

提出書類は、協議内容により異なるため協議担当者に確認を行い提出してください。

計算書の表紙は弊社ホームページよりダウンロードし作成してください。

仮設計算書は A4 両面印刷で提出してください。

(1) 計算書の必要図書

- ・仮設(山留)計算書(仮設材の根入長、断面計算、杭頭の変位量、仮設支保工の応力度計算等)
(地盤の安定計算、ボーリング、ヒーピング等)
- ・既存地下外壁の耐力計算(断面計算、壁の変位量等の計算)
- ・構造計算書(構造計算概要書 + 基礎部の出力結果 + 基礎の設計)

(2) 計算書作成における注意事項

- ・仮設計算は地下鉄構築物に近接する断面すべての計算書を提出してください。
- ・既存地下外壁を用いた解体・新築を行う場合は、地下外壁の耐力計算書および変位量のわかる計算書を作成してください。特に梁・柱を解体する場合、土圧を壁だけで受持つことになるため、確認が必要となります。
- ・補助工法、または、特殊な工法を用いる場合は、補足資料を提出してください。

10 影響検討書

地下鉄構築物への影響が懸念される工事では、影響検討書の提出が必要となります。

影響検討書とは、工事により地下鉄構築物へ与える影響を、解析予測・検討したものととなります。

(1) 影響検討書の必要図書

- ・影響検討書(地下鉄構築物へ与える影響を検討した結果)
影響検討の要否は施工計画、工事規模、当該地の地盤、当該箇所の地下鉄構築物により異なります。詳しくは協議担当者に確認を行い提出してください。
影響検討書は「都市部鉄道等構造物の近接施工対策マニュアル 平成 19 年 1 月」(財団法人 鉄道総合技術研究所)に基づき検討願います。

(2) 影響検討を行う必要がある工事の例

- ・杭 荷 重(増加荷重に伴う地下鉄構築物許容応力度の超過および地下鉄構築物の変形等)
- ・山留工事(掘削面側面の崩壊、緩みに伴う周辺地盤の変形等)
- ・掘削工事(土留めの変形、掘削底面の応力解放による変形等)
- ・新築荷重(基礎による荷重増加に伴う沈下、地下鉄構築物の変形等)
- ・補助工法(地中応力増加による沈下と隆起、改良材の注入圧による隆起・押し出し、地下水低下による沈下等)
- ・盛土・切土工事(すべり破壊、地中応力に伴う周辺地盤の沈下等)

(3) 影響検討における注意事項

- ・影響検討の要否は概要図(平面図・断面図・地質柱状図)や、仮設図(平面図・断面図・施工ステップ図)の内容から判断するため、速やかに概要図を協議担当者へ提出してください。
- ・近接工事により地下鉄構築物への影響が考えられる場合には地下鉄構築物への影響を解析予測、検討した影響検討書を提出してください。影響検討書の照査には**3～6ヶ月程度**かかるため早めに相談してください。影響検討を照査し地下鉄構築物の計測内容を判断します。なお、影響検討方法については、担当者と打合せしてください。
- ・直接基礎、杭基礎の荷重影響線が地下鉄構築物へかかる場合は、分布荷重図(平面・断面図)、荷重計算書を提出ください。直接基礎、杭基礎から地下鉄にかかる荷重が地下鉄設計許容応力度を超える場合には基礎計画の見直しをしてください。
- ・地下水低下工法を用いる場合、地下水低下による沈下が懸念されます。特に遮水壁外の地下水低下が生じるような場合は、周辺地盤の沈下予測を影響検討に反映させてください。
- ・東京メトロが定める管理値を超えるような影響が生じる場合は、協議書の取り交わしが行えないため、計画の見直しをしてください。

11 計画書

計画書は以下の内容について提出してください。

提出書類は、協議内容により異なるため協議担当者に確認を行い提出してください。

(1) 計画書の必要図書

・クレーン使用計画書

添付図書: 地下鉄構築物に対するクレーンの配置、平面・断面、荷重計算結果、ジャッキ反力表

地下鉄構築物へ荷重が作用する場合、クレーン使用計画書の作成が必要となります。計算の結果、クレーン荷重が地下鉄構築物の許容荷重を超える場合は、吊り荷重等、計画の見直しをしてください。

・地下鉄構内以外の計測計画書

添付図書: 事業者で行う変状計測計画書(地下鉄出入口、換気口、山留変位等の計画書)

地下鉄施設(出入口・換気塔・換気口等)の影響が懸念される場合、事業者による地下鉄施設および工事敷地内の変状計測を依頼いたします。なお、計測項目につきましては、担当者と打合せしてください。

仮設山留の変位により地下鉄構築物に影響が懸念される場合、事業者に山留変位計測を依頼いたします。計測方法については、挿入式傾斜計、トランジット、水系等を用いた計測を実施頂き、仮設計算と乖離がないか確認してください。

・地下鉄構内の計測計画書(地下鉄の運行に影響が懸念される場合に行う計測)

添付図書: メトロ開発計測課で作成した計測計画書

計測内容は影響検討書の内容を照査し決定させていただきます。

地下鉄構築物の計測は、鉄道施工責任者資格認定証を有する資格者が実施いたします。

地下鉄構築物の計測が必要な場合、近接協議完了後、施工者に同席頂いて東京地下鉄と計測および施工内容について事前打ち合わせが必要となります。なお、近接工事着手約 2 か月前から計測の人員配置が必要となるため、速やかに協議申請をしてください。

・施工計画書

添付図書:案内図、線路平面図、列車見張員・作業指揮者の配置等の作業関連図、施工体系図、緊急連絡体制、施設指令への電話内容、工務区への報告及び予定などからなる施工計画書

施工計画書が必要な地下鉄高架橋5 m以内かつ高架橋より高い位置での作業、盛土・切土肩から5 m以内の作業のある協議の場合、列車の安全運行のため、同意書受理後メトロ開発㈱から東京地下鉄㈱工務部土木工事所、各線工務区へ報告後、東京地下鉄㈱土木課から施設指令へ近接工事連絡調整するので、これらの報告・調整(1週間程)が終了するまでは上記5 m以内の作業は行えません。

協議内容によっては提出書類が異なる場合があります。詳しくは担当者と打合せしてください。

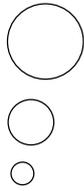
協議書類の提出形式

協議書類は下記の1～8の順番に書類を重ね**封筒に入れ提出**してください。

図面は全てA3判。また**A3判図面は、A4折り**で提出してください。

各図書で左上を一か所ホッチキス止めして封筒に入れ提出してください。

| | 図書 | 印刷形式 | 印刷色 | 色備考 | 図書への捺印 |
|---|-------|------|------|------------|---------|
| 1 | 協議書 | 片面 | モノクロ | | 申請者(施主) |
| 2 | 概要図 | 片面 | | カラー | 捺印不要 |
| 3 | 意匠図 | 両面 | モノクロ | 色付きの資料はカラー | 捺印不要 |
| 4 | 構造図 | 両面 | モノクロ | 色付きの資料はカラー | 捺印不要 |
| 5 | 仮設図 | 両面 | | カラー | 捺印不要 |
| 6 | 計算書 | 両面 | モノクロ | 色付きの資料はカラー | 捺印不要 |
| 7 | 影響検討書 | 両面 | | カラー | 捺印不要 |
| 8 | 計画書 | 両面 | | カラー | 捺印不要 |



封筒(角型2号 240×332mm)(協議書類の厚さが8mm以上の場合は**まち付き角型2号 250×335mm まち34mm**)に協議書・図書を入れます。

* 封筒に件名等は不要です

封筒内に上記書類
を入れて提出ください。

提出部数

正1部(朱印協議書、図書)、**副3部**(押印した協議書コピー、図書は正のコピー、正でカラーのものは副もカラーで)、押印した協議書コピー**1枚**(受付押印し戻します)を提出します。

近接する路線が複数ある場合は、提出部数が異なるため、打合せ時に確認してください。

封筒は正、副で各々必要となります。

お客様控えは、別に作成をお願いします。

協議書類提出後の流れ

(1) 回答書

協議書類受理後、協議書の内容を審査し回答書を作成いたします。協議書受付から概ね**2～3週間**で回答書をメールにて送付いたします。(回答案はP14～P15参照)

(2) 同意書

回答案の内容をご確認頂き、同意書の作成、提出をお願いいたします。

弊社ホームページより帳票をダウンロードのうえ作成してください。

(3) 工事着手届

工事着手までに工事着手届の提出をお願いいたします。なお、**工事着手届は同意書と同時に提出可**としております。弊社ホームページより帳票をダウンロードのうえ作成してください。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

東京都中央区日本橋小伝馬町 11 番 9 号
メトロ開発株式会社

技術部長

(仮称)〇〇ビル新築工事について (回答)

年 月 日付けで協議のありました標記の件については、下記の条件により了承いたしますので、御異存がなければ 年 月 日までに同意書の提出をお願いいたします。

記

(設計位置及び設計工法)

- 1 工事の位置及び設計工法は、協議書及び添付図書のとおりとする。

(工事の施工)

- 2 工事の施工にあたっては、次の各号を遵守すること。
 - (1) 地下鉄の構築物に振動・衝撃等を与えないよう十分注意すること。
 - (2) 場所打ちコンクリート杭施工時の泥水が地下鉄トンネルに影響を与えることが懸念されるので、泥水管理に十分注意すること。
 - (3) 工事内容の詳細については、工事着手前にメトロ開発(株)係員と打合せを行うこと。
 - (4) 地下鉄構築物に近接する工事については、必要に応じメトロ開発(株)に連絡し、メトロ開発(株)係員の立会いのもとで施工すること。
なお、実施にあたっての詳細については、メトロ開発(株)係員の指示によること。
 - (5) 工事着手届・工事完了届・工事記録写真をメトロ開発(株)係員に提出すること。

(損害賠償)

- 3 工事の施工に伴い、東京地下鉄(株)に損害を与えたときは、貴社の責任において賠償すること。

(振動・騒音)

- 4 工事完了後は、地下鉄道から列車走行時の振動・騒音等が発生するおそれがあるので、防護及び入居者への説明を十分に行い、苦情の生じないようにすること。

(設計変更その他)

- 5 現設計に変更を生じたとき又は前項以外の事態が生じたときには、別途にメトロ開発(株)と協議すること。

(連絡先)

メトロ開発(株)の連絡先は、次のとおりです。

メトロ開発株式会社
技術部渉外課長

担当者

電 話 03 - 5847 - 7893

F A X 03 - 5847 - 7825

以下は、21項(工事の施工)(4)で立会い等がある場合のみ記載

東京地下鉄株式会社

土木工事所長

住 所 台東区東上野五丁目6番6号

担 当 者 土木第四課長

電 話 03 - 3837 - 7214

線工務区長

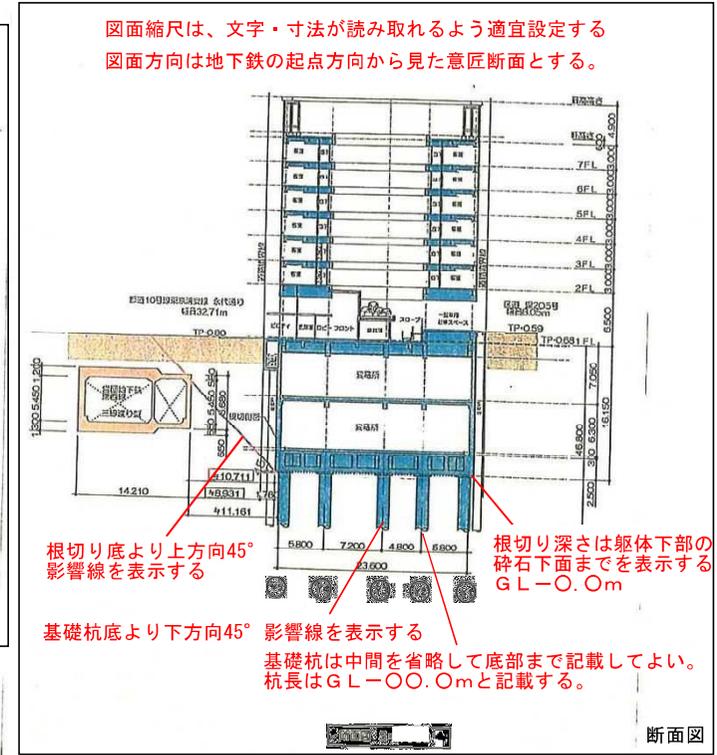
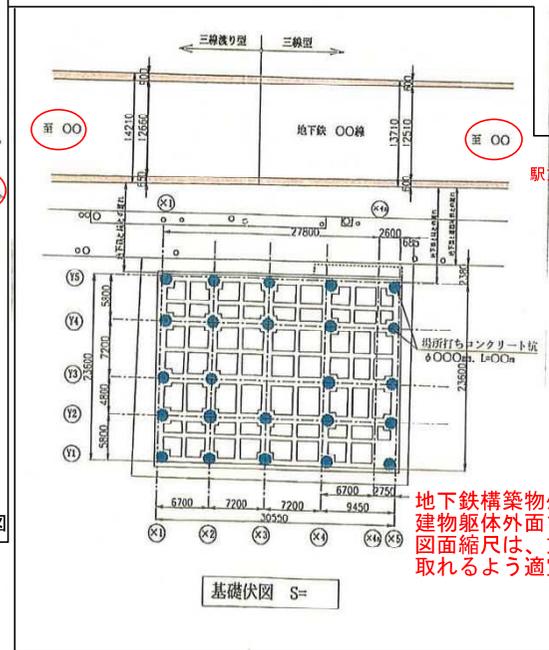
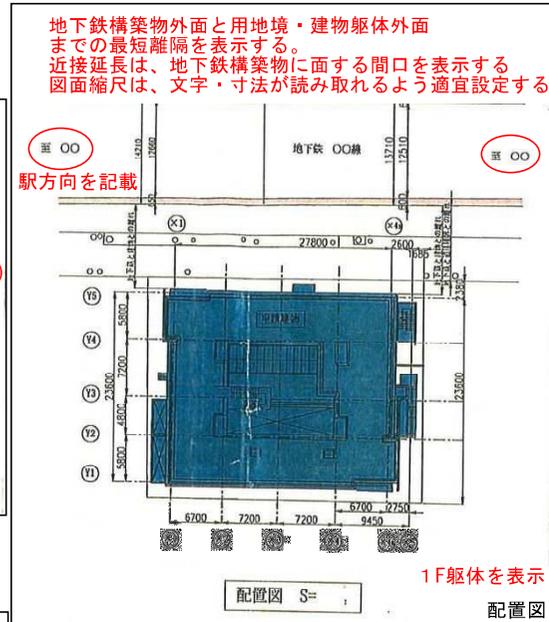
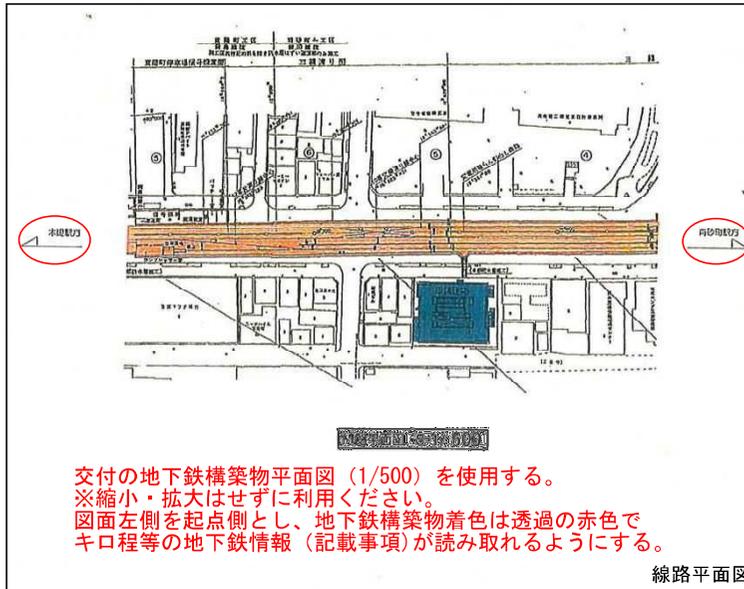
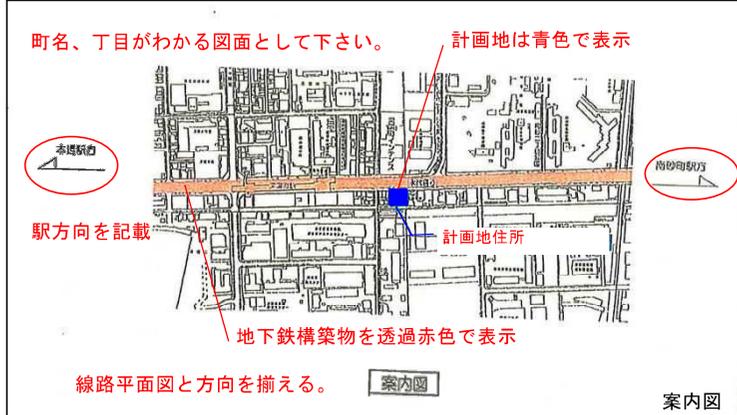
住 所 区 町 丁目 番 号

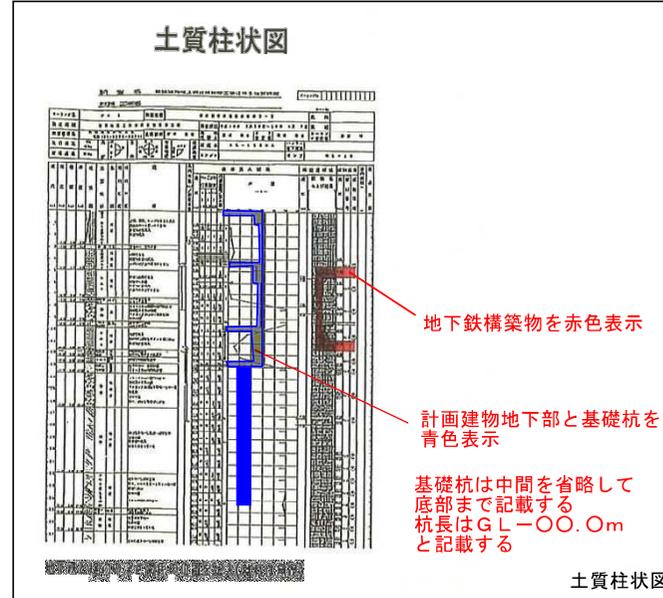
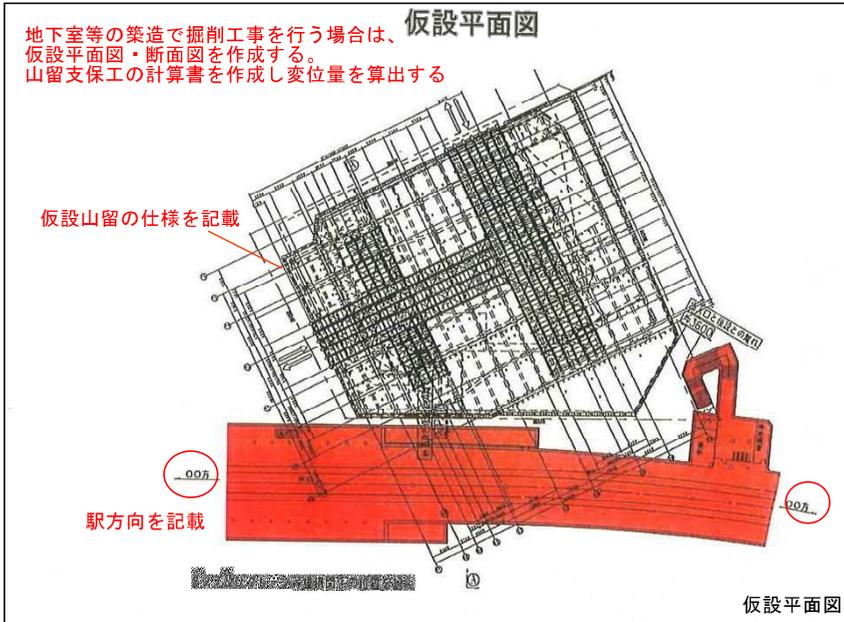
電 話 ()

以 上

概要図(説明図)は各々の項目毎にA3版1枚で作成下さい。
 概要図が複数枚となっても問題ありません。
 図面は数値が読取れる縮尺で作成下さい。(図面にスケールを記載下さい。)
 なお、各図面に作成会社名、作成者氏名、作成者押印が必要です。
 概要図はA3版の両面印刷でA4折りで提出下さい。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ビル新築工事 概要図(1)





A3版の片面印刷で
A4折とする

